熊

号外 第8号の2 平成 18 年 3 月 20 日 (月) (毎週 月・水・金発行)

目 次

〇熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則………(子ども家庭福祉課) 1

規 則

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成 18 年 3 月 20 日

> 熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第9号

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本県児童福祉法施行細則(昭和43年熊本県規則第34号)の一部を次のように改正す る

第2条第1項各号を次のように改める。

- 法第22条第1項、第3項及び第4項の規定により、妊産婦に対し助産施設におい て助産を行い、助産の実施の申込みを勧奨し、及び助産施設の情報の提供を行うこ
- (2) 法第23条第1項、第3項、第4項及び第5項の規定により、保護者及びその児童 を母子生活支援施設において保護し、保護者に対し母子保護の実施の申込みを勧奨 し、所管区域外の母子生活支援施設への入所について必要な連絡及び調整を行い、 及び母子生活支援施設の情報の提供を行うこと。
- 法第31条第1項の規定により、母子生活支援施設に入所した児童について、満 20歳に達するまで保護を延長すること。
- 法第56条第2項の規定により、本人又はその扶養義務者の負担能力を認定し、法 第50条第6号の3に規定する費用の全部又は一部を徴収すること。
- 法第56条第9項の規定により、負担能力の認定又は費用の徴収のための調査を行 うこと。

第2条第2項第2号中「国立療養所」を「国立高度専門医療センター及び独立行政法人 国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの(以下「指定医療 機関」という。)」に改め、同項第3号を次のように改める。

法第27条第7項の規定により、同項の措置を採ること。

第2条第2項に次の8号を加える。

- (4) 法第27条の2第1項の規定により、同項の措置を採ること。
- 法第27条3のの規定により、家庭裁判所に事件を送致すること。
- 法第28条第1項、第2項又は第4項の規定により、これらの項の措置を採ること。 法第29条の規定により、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員を 児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入らせ、調査又は質問を行 わせること。
- 法第31条第2項、第3項又は第4項及び法第63条の2第1項又は第2項の規定 により、これらの項の措置を採ること。
- (9) 法第33条第2項の規定により、一時保護を加えさせ、又は適当な者に委託して、 一時保護を加えさせること。
- (10)法第56条第9項の規定により、負担能力の認定又は費用の徴収のための調査を行 うこと。
- 法第63条の3第1項の規定により、同項の措置を採ること。
- 第2条第3項第2号中「費用」を「費用の全部又は一部」に改める。 第9条を次のように改める。

(措置)

- 児童相談所長は、法第27条第1項第2号の措置を決定したときは、その旨を児童 第9条 指導措置決定通知書(別記第 16 号様式)により児童又はその保護者(法第 6 条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。
- 児童相談所長は、前項に規定する措置を解除したときは、その旨を児童指導措置解除 通知書(別記第17号様式)により児童又はその保護者に通知しなければならない。
- 児童相談所長は、法第27条第1項第3号、第2項、第7項又は法第27条の2第1項

の措置を決定したときは、その旨を児童措置決定通知書(別記第 18 号様式)により児童 又はその保護者に、児童措置通知書(別記第 19 号様式)によりその入所させようとする 児童福祉施設の長又は指定医療機関の長並びに児童の保護者の居住地を管轄する福祉事 務所長及び居住町村長に通知しなければならない。

- 4 児童相談所長は、前項に規定する措置を解除したときは、その旨を児童措置解除通知書(別記第 20 号様式)により児童又はその保護者に、児童措置解除通知書(別記第 21 号様式)により児童福祉施設の長又は指定医療機関の長並びに児童の保護者の居住地を管轄する福祉事務所長及び居住町村長に通知しなければならない。
- 5 児童相談所長は、第2項に規定する措置を法第31条第2項、第3項又は第4項及び法第63条の2第1項又は第2項の規定による委託の継続又は在所期間の延長をしたときは、その旨を児童措置延長通知書(別記第22号様式)により児童又はその保護者に、児童措置延長通知書(別記第23号様式)により児童福祉施設の長又は指定医療機関の長並びに児童の保護者の居住地を管轄する福祉事務所長及び居住町村長に通知しなければならない。
- 6 児童相談所長は、第3項に規定する措置を停止したときは、その旨を児童措置停止通知書(別記第24号様式)により児童又はその保護者に、児童措置停止通知書(別記第25号様式)により児童福祉施設の長又は指定医療機関の長並びに児童の保護者の居住地を管轄する福祉事務所長及び居住町村長に通知しなければならない。
- 7 児童相談所長は、第3項から前項までの措置をした場合において、措置台帳(別記第26号様式)を作成するとともに、その旨を児童措置決定通知書(別記第18号様式)、児童措置解除通知書(別記第20号様式)、児童措置延長通知書(別記第22号様式)又は児童措置停止通知書(別記第24号様式)の写しを添付して知事に報告しなければならない。第10条の見出しを「(里親の申請等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

里親の認定等に関する省令(平成 14 年厚生労働省令第 115 号。以下「省令」という。)第 6 条に規定する申請(省令第 15 条、第 17 条及び第 20 条で準用する場合を含む。)は、養育里親又は短期里親の里親認定を受けようとする者にあっては里親認定・登録申請書(別記第 27 号様式)により、親族里親の里親認定を受けようとする者にあっては親族里親認定・登録申請書(別記第 28 号様式)により、専門里親の里親認定を受けようとする者にあっては専門里親認定・登録申請書(別記第 29 号様式)により居住地を管轄する児童相談所長を経由して知事にしなければならない。

第10条第2項中「又は福祉事務所長」を削り、「申出」を「申請」に、「進達」を「副申」に改め、同条第3項中「申出」を「申請」に、「第9条の4」を「第29条」に、「、住所、氏名等を里親登録簿(別記第22号様式)又は保護受託者登録簿(別記第23号様式)」を「これを認定し、省令第9条各号に掲げる事項を、養育里親又は短期里親については里親登録簿(別記第30号様式)に、専門里親については専門里親登録簿(別記第31号様式)」に改め、同条第4項を削る。

第10条の2中「別記第23号様式の2」を「別記第32号様式」に改める。

第 10 条の 3 中「施行規則第 34 条の 2」を「法第 30 条第 1 項」に、「別記第 23 号様式の 3」を「別記第 33 号様式」に改める。

第 10 条の 4 中「施行規則第 34 条の 3」を「法第 30 条第 2 項」に、「別記第 23 号様式の 4」を「別記第 34 号様式」に改める。

第 10 条の 5 中「児童の保護者に」を「一時保護決定通知書(別記第 35 号様式)により児童の保護者に対し、」に改める。

第 11 条及び第 12 条を次のように改める。

(負担金の徴収)

- 第11条 法第56条第2項、第5項又は第8項の規定により、知事が本人若しくはその扶養義務者から徴収する負担金の額又は本人若しくはその扶養義務者に支払を命ずる額は、法第20条、法第21条の9若しくは法第21条の9の2の規定による措置に係る者若しくはその者の属する世帯又はその者の生計を主として維持する生計中心者の階層区分を基準として、別表第1に定める基準により決定し、又は別表第2に定める自己負担限度額を超えない範囲で決定するものとする。この場合において、同一世帯から2人以上の児童(法第21条の9の2に規定する児童以外の満20歳に満たない者を含む。以下この項において同じ。)が入院している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童以外の児童については、この表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童の基準額とする。
- 2 法第56条第2項の規定により、福祉事務所長が本人又はその扶養義務者から徴収する 負担金の額は、法第22条第1項又は法第23条第1項の規定による助産の実施等に係る 者又はその者の属する世帯の階層区分を基準として、別表第3に定める基準により決定 するものとする。この場合において、助産施設については、同一妊産婦において多子出 産の場合は1人を超える児童ごとにこの表の基準額に0.1を乗じた額を加算するものと する。
- 3 法第56条第2項の規定により、福祉総合相談所長が本人又はその扶養義務者から徴収する負担金の額は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による措置に係る者又はその者の属する世帯の階層区分を基準として、別表第3から別表第5までに定める基準により決定するものとする。この場合において、同一世帯から2人以上の児童(法第31条の規定により保護期間を延長された者を含む。以下この項において同じ。)が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童以外の児童については、この表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童の基準額とする。

(徴収金の決定)

- 第12条 福祉事務所長は、第8条の規定により助産の実施等を行ったときは、当該助産の 実施等を行ったときから2週間以内に、徴収金負担能力調査書(別記第36号様式。以下 「能力調査書」という。)に基づき階層区分を認定し、前条第2項に規定する負担金の 額を決定し、児童保護費負担金決定通知書(別記第37号様式)により、本人又はその扶 養義務者に対し通知しなければならない。
- 2 中央児童相談所長又は八代児童相談所長は、第9条の規定により措置を行ったときは、 その措置を行ったときから2週間以内に、能力調査書(別記第36号様式)を福祉総合相 談所長に送付しなければならない。
- 3 福祉総合相談所長は、前項の規定により能力調査書を受領したときは、速やかに当該 能力調査書に基づき階層区分を認定し、前条第3項に規定する負担金の額を決定し、児 童保護費負担金決定通知書(別記第38号様式)により、また、当該負担金の額を変更す るときは、児童保護費負担金変更通知書(別記第39号様式)により、本人又は扶養義務 者に対し通知しなければならない。
- 4 福祉事務所長又は福祉総合相談所長は、措置又は助産の実施等に係る者について、毎年6月に徴収金の負担能力調査及び階層区分の見直しを行い、当該年の7月1日からの徴収金の額を決定しなければならない。この場合、翌年度以降の能力調査書の様式は、別記第40号様式によるものとし、中央児童相談所長又は八代児童相談所長が福祉総合相談所長に提出する期限は、毎年6月20日までとする。
- 5 前項に規定する階層区分の見直し手続きに関して必要な事項は別に定める。
- 6 第1項、第2項及び第4項に規定する能力調査書は、それぞれに所属する社会福祉主事 又は児童福祉司が作成し、意見を付するものとする。 第13条第2項中「別記第26号様式」を「別記第41号様式」に改める。 別記第1から別記第3までを次のように改める。

別表第1(第11条関係)

育成医療等の徴収基準額表

階層 区分	世帯の階層(細)区分			育成医療 育の約	(入院)·療	育成医療(通院)	
					徴収基準 月額	加算基準月額	徴収基準 月額	加算基準月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)			<u> </u>	単位:円	単位:円	単位:円	単位:円
					0	0	0	0
B階層	A階層を除き当	該年度分の市町	村民税非課税	世帯	2,200	220	1,100	110
C階層		均等割の額のみ (所得割の額の)		C1階層	4,500	450	2,250	230
		所得割の額のあ	る世帯	C2階層	5,800	580	2,900	290
D階層	A階層及びB	所得税の年額	4,800円以	F D1階層	6,900	690	3,450	350
	階層を除き前		9,600円	D2	7,600	760	3,800	380
	年分の所得税		16,800円	D3	8,500	850	4,250	430
	課税世帯であ		24,000円	D4	9,400	940	4,700	470
	って、その所	,	32,400円	D5	11,000	1,100	5,500	550
	得税の額の区		42,000円	D6	12,500	1,250	6,250	630
	分が次の区分		92,400円	D7	16,200	1,620	8,100	810
	に該当する世	92,401 ~	120,000円	D8	18,700	1,870	9,350	940
	帯	120,001 ~ 156,001 ~	156,000円	D9 D10	23,100 27,500	2,310 2,750	11,550 13,750	1,160 1,380
		198,001 ~	198,000円 287,500円	D10	35,700	3,570	17,850	1,380
		287,501 ~	397,000円	D11	44,000	4,400	22,000	2,200
		397,001 ~	929,400円	D13	52,300	5,230	26,150	2,620
		929,401 ~		D14	80,700	8,070	40,350	4,040
		1,500,001 ~	1,650,000円	D15	85,000	8,500	42,500	4,250
		1,650,001 ~	2,260,000円	D16	102,900	10,290	51,450	5,150
		2,260,001 ~	3,000,000円	D17	122,500	12,250	61,250	6,130
		3,000,001 ~	3,960,000円	D18	143,800	14,380	71,900	7,190
			3,960,001円以	上 D19		左の徴収		
						基準月額		
					児童に係		児童に係	
		1				ただし、	る措置費	
						その額が		その額が
						17,120円		8,560円に
					収)	に満たない場合は	収)	満たない 場合は
						17,120円		8,560円

備考

1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する 均等割の額をいい、C階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場 合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法 律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11 年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定に よって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

熊

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
- 3 育成医療及び療育医療については、社会保険各法の対象となる費用の総額から社会保険各法及び結核予防法(昭和26年法律第96号)の負担額を差し引いた額が各階層区分の基準額以下である場合は、当該額とする。

別表第2(第11条関係)

小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表

階 層 区 分	自己負担限度額				
	入 院	外来			
生活保護法の被保護世帯	0	円 0円			
生計中心者の市町村民税 が非課税の場合	0	円 0円			
生計中心者の前年の所得 税が非課税の場合	2, 200	円 1,100円			
生計中心者の前年の所得 税課税年額が10,000円以 下の場合	3, 400	円 1,700円			
生計中心者の前年の所得 税課税年額が10,001円以 上30,000円以下の場合	4, 200	四円 2, 100円			
生計中心者の前年の所得 税課税年額が30,001円以 上80,000円以下の場合	5, 500	四 2,750円			
生計中心者の前年の所得 税課税年額が80,001円以 上140,000円以下の場合	9, 300	円 4, 650円			
生計中心者の前年の所得 税課税年額が140,001円以 上の場合	11, 500	5, 750円			

- 備考 1 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度(7月1日から翌年の6月30日をいう。)において市町村民税が課税されていない(地方税法第323条により免除されている場合を含む。)場合をいう。
 - 2 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
 - 3 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合に は、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支 えない。
 - 4 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負担額の 最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当 する額をもって自己負担限度額とする。
 - 5 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

別表第3(第11条関係)

児童入所施設等徴収金基準額表

	刀日の措置児童等の原	属する世帯の階層区分	入所施設	母子生活支援施設
階層 区分	定	義	徴収金基準額(月額)	徴収金基準額 (月額)
Α	生活保護法による 被保護世帯(単給 世帯を含む。)		O円	0円
В	A階層を除き当該 年度分の市町村民 税非課税世帯		2,200円	1,100円
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、そ	均等割の額のみ(所得 割のない世帯)	4,500円	2,200円
C2	の市町村民税の額 の区分が次の区分 に該当する世帯	所得割の額がある世帯	6,600円	3,300円
D1	A階層及びB階層	30,000円以下	9,000円	4,500円
D2	を除き前年分の所 得税課税世帯であ	30,001円から80,000円 まで	13,500円	6,700円
D3	って、その所得税 の額の区分が次の	80,001円から140,000 円まで	18,700円	9,300円
D4	区分に該当する世 帯	140,001円から280,000 円まで	29,000円	14,500円
D5		280,001円から500,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	
D6		500,001円から800,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	
D7		800,001円から1,160, 000円まで	童等にかかる措置費 等の支弁額(全額徴 収。ただし、その額が	その月のその措置児 童等にかかる措置費 等の支弁額(全額徴 収。ただし、その額が3 4,300円を超えるとき

		きは68,700円とす る。)	は34,300円とする。)
D8	1,160,001円から1,16 5,000円まで	その月のその措置児 童等にかかる措置費 等の支弁額(全額徴 収。ただし、その額が	童等にかかる措置 等の支弁額(全額
D9	1,165,001円から2,26	85,000円を超えると きは85,000円とす る。) その月のその措置児	2,500円を超えるとは42,500円とする。)
Da	0,000円まで	重等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	童等にかかる措置 等の支弁額(全額 収。ただし、その額 1,400円を超えると
D10	2,260,001円から3,00 0,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	童等にかかる措置 等の支弁額(全額 収。ただし、その額
D11	3,000,001円から3,96 0,000まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	童等にかかる措置 等の支弁額(全額 収。ただし、その額 1,900円を超えると
D12	3,960,001円から5,03 0,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	董等にかかる措置 等の支弁額(全額 収。ただし、その額 3,300円を超えると
D13	5,030,001円から6,27 0,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	童等にかかる措置 等の支弁額(全額 収。ただし、その額 5,600円を超えると
D14	6,270,001円以上	全額徴収	全額徴収

| る均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割|

考

(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD1~D14階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、経済 社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法 律及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算さ れた所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条
- 3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施 設、乳児院、助産施設及び里親をいう。
- 4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、 当該階層の徴収金基準額はO円とする。
 - (1) 「単身世帯」・・・・・扶養義務者のいない世帯
 - (2) 「母子世帯等」・・・・母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する 配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (3) 「在宅障害児(者)(社会福祉法施設に措置された児童(者)又は身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)第17条の10及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の11に定める施設訓練等支援費の受給者を除く。)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育 手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める 国民年金の障害基礎年金手当等の受給者
 - (4) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号) に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又 は市町村の長が認めた世帯
- 5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額にO. 1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。
- 6 助産施設における助産の実施については、次のとおりである。
 - (1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。
 - ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が16,800円までの場合であっても差し支えない。
 - イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、そ の妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険におい て出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(以下「出産一時金」という。)が、300,000円以上であるとき。
 - (2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあっては、O. 2、C階層にあっては、O. 3、D階層のうち所得税の額が16,800円までの場合

にあってはO. 5をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る 基準額とみなす。

7 乳児院への短期入所に係る保護者の費用徴収については、この表の定めにかかわらず、同表のC1階層からD3階層(ただし、所得税の額が12万円以下の場合)までは日額1,000円、D3階層(ただし、所得税の額が12万1円以上の場合)からD13階層までは日額2,000円とし、これに入所措置日数を乗じて得た額を当該措置児に係る費用徴収額とする。なお、A,B階層については無料、D14階層については全額徴収とする。

別表第4(第11条関係)

障害児施設徴収金基準額表(扶養義務者用)

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	知的障害児通園施設、難 聴幼児通園施設及び肢体 不自由児施設通園部	
階 層 区分	定義		徴収金基準額(月額)	徴収金基準額 (月額)
Α	生活保護法による 被保護世帯(単給 世帯を含む。)		0円	Ο円
В	A階層を除き当該 年度分の市町村民 税非課税世帯		2,200円	1,100円
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、そ	のみ(所得割	4,500円	2,200円
C2	の市町村民税の額 の区分が次の区分 に該当する世帯		6,600円	3,300円
D1	A階層及びB階層	30,000円以下	9,000円	4,500円
D2	をを除き前年分の 所得税課税世帯で あって、その所得税	80,000円ま	13,500円	6,700円
D3	の額の区分が次の 区分に該当する世 帯		18,700円	9,300円
D4		140,001円か ら280,000円 まで	29,000円	14,500円
D5		280,001円か ら500,000円 まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	
D6		500,001円か ら800,000円 まで	その月のその措置児 童等にかかる措置費 等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が5	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
D7		800,001円か ら1,160,000 円まで	童等にかかる措置費 等の支弁額(全額徴	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超える

1		8,700円を超えるとき	ときは34,300円とする。)
		は68,700円とする。)	
D8	1,160,001円	その月のその措置児	その月のその措置児童等
1	から1,165,0	童等にかかる措置費	にかかる措置費等の支护
	00円まで	等の支弁額(全額徴	額(全額徴収。ただし、る
	•	収。ただし、その額が8	の額が42,500円を超える
		5,000円を超えるとき	ときは42,500円とする。)
		は85,000円とする。)	
D9	1,165,001円	その月のその措置児	その月のその措置児童等
	から2,260,0	童等にかかる措置費	にかかる措置費等の支护
	00円まで	等の支弁額(全額徴	額(全額徴収。ただし、る
			の額が51,400円を超える
		02,900円を超えるとき	ときは51,400円とする。)
		は102,900円とする。)	
D10	2,260,001円		その月のその措置児童等
	から3,000.0		にかかる措置費等の支援
	00円まで	•	額(全額徴収。ただし、
	337,04 2	収。ただし、その額が1	
		22,500円を超えるとき	ときは61,200円とする。)
		は122,500円とする。)	CC 1861,266, 12 / 8.7
D11	3,000,001円		その月のその措置児童等
1	から3,960,0		にかかる措置費等の支援
	00まで		額(全額徴収。ただし、
	1002		の額が71,900円を超える
		43,800円を超えるとき	ときは71,900円とする。)
		は143,800円とする。)	CC1&/1,000[1C3.00]
D12	3,960,001円		その月のその措置児童等
012	から5,030,0		にかかる措置費等の支援
	00円まで		額(全額徴収。ただし、
	001.1%	L ·	の額が83,300円を超える
		66,600円を超えるとき	
		は166,600円とする。)	C21283,300 C3 %)
D13	5,030,001円		その月のその措置児童等
סוס	から6,270,0		にかかる措置費等の支援
	00円まで		額(全額徴収。ただし、
	OCTAC		の額が95,600円を超える
		り1,200円を超えるとき	ときは95,600円とする。)
		_ · · · · _ · · · ·	251390,000円とする。)
D14	6 070 001 TI	は191,200円とする。)	△ gō gh din
U14	6,270,001円 以上	全額徴収	全額徴収
備	1 この表のC1階層における「均等	割の額」とは、地方税法第2	92条第1項第1号に規定する
	均等割の額をいい、C2階層にお	ける「所得割の額」とは、同り	頁第2号に規定する所得割(
	の所得割を計算する場合には、同	司法第314条の7及び同法附	則第5条第2項の規定は適用
考	しないものとする。)の額をいう。		
	なお、同法第323条に規定する	市町村民税の減免があった	場合には、その額を所得割の
	額又は均等割の額から順次控除し	て得た額を所得割の額又は	は均等割の額とする。
	2 この表のD1~D14階層における	る「所得税の額」とは、所得税	法、租税特別措置法、経済
	会の変化等に対応して早急に講す	げべき所得税及び法人税の1	負担軽減措置に関する法律に

び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所

得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条
- 3 この表の「入所施設」とは、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関等、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設をいう。
- 4 入所者の年齢が20歳以上の場合には、上表にかかわらず、(1)当分の間徴収金基準額(D 14階層を除く。)に0.5を乗じて得た額(100円未満切捨て)を徴収金基準額とし、(2)B階層に属する世帯の徴収金基準額は0円とする。
- 5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額はO円とする。
 - (1) 「単身世帯」・・・・・扶養義務者のいない世帯
 - (2) 「母子世帯等」・・・・母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
 - (3) 「在宅障害児(者)(社会福祉法施設に措置された児童(者)を除く。)・・・・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和24年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象 児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (4) 「その他の世帯」・・・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に 困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯
- 6 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額(4の適用後の基準額を含む。)に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

別表第5(第11条関係)

障害児施設徴収金基準額表(入所者用)

	対象収入等による階層区分	知的障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児施設入所部、 肢体不自由児を入所させる指 定医療機関等、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児 施設
階層	定義	徴収金基準額 (月額)
区分	ナゴ児珠汁!- L Z 沖児珠子(出 公 た 会 t 、)	ОП
(17年度	生活保護法による被保護者(単給を含む。)	0円
2	層を除き対象収入額区分が次の額である者) 0円 ~ 270,000円	0円
3	270,001 ~ 280,000	1,000
4	280,001 ~ 300,000	1,800
5	300,001 ~ 320,000	3,400
6	320,001 ~ 340,000	4,700
7	340,001 ~ 360,000	5,800
8	360,001 ~ 380,000	7,500
9	380,001 ~ 400,000	9,100
10	400,001 ~ 420,000	10,900
11	420,001 ~ 440,000	12,500
12	440,001 ~ 460,000	14,100
13	460,001 ~ 480,000	15,800
14	480,001 ~ 500,000	17,500
15	500,001 ~ 520,000	19,100
16	520,001 ~ 540,000	20,800
17	540,001 ~ 560,000	22,500
18	560,001 ~ 580,000	24,100
19	580,001 ~ 600,000	25,800
20	600,001 ~ 640,000	27,500
21	640,001 ~ 680,000	30,800
22	680,001 ~ 720,000	34,100
23	720,001 ~ 760,000	37,500
24	760,001 ~ 800,000	39,800
25	800,001 ~ 840,000	41,800
26	840,001 ~ 880,000	43,800
27	880,001 ~ 920,000	45,800
28	920,001 ~ 960,000	47,800
29	960,001 ~ 1,000,000	49,800
30	1,000,001 ~ 1,040,000	51,800
31	1,040,001 ~ 1,080,000	54,400
32	1,080,001 ~ 1,120,000	57,100
33	1,120,001 ~ 1,160,000	59,800
34	1,160,001 ~ 1,200,000	62,400

35	1,200,001 ~ 1,260,000	65,100
36	1,260,001 ~ 1,320,000	69,100
37	1,320,001 ~ 1,380,000	73,100
38	1,380,001 ~ 1,440,000	77,100
39	1,440,001 ~ 1,500,000	81,100
40	1,500,001円以上	81,100円+(150万円超過額×
		0.9÷12月)(100円未満切捨て)

備考

1 当分の間、この表にかかわらず費用徴収基準額の上限を次のとおりとする。

重症心身障害児施設

90,000円

その他の施設

50,000円

2 この表における「対象収入額」とは、前年の収入額から別に定める基本控除及び租税等の額を控除した額をいう。

別記第13号様式及び別記第13号様式の2中 入所理由

入所理由

1 この処分について不服があるときは、この処分の通知 を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服 審査法第 4 条の規定により熊本県知事に対して審査請求 をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、 福祉 事務所を経由して提出してください。

に、「あつた」

教示

を

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた 日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告とし て(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起する ことができます。ただし、この通知を受けた日の翌日か ら起算して60日以内に審査請求をした場合には、この 処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送 達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しな ければならないこととされています。

を「あった」に、「認められなくなつた」を「認められなくなった」に改める。 別記第13号様式の3、別記第13号様式の4中「入所できません」を「承諾できません」

に、 なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日 を、 から起算して 60 日以内に、熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

教示

1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書 (2 通) は知事あてにして、 福祉事務所を経由して 提出してください。

に改める。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記第15号様式及び別記第15号様式の2中

なお、本決定について不服があるときは、こから起算して 60 日以内に、熊本県知事に対して

教示

Γ

を

1 この処分について不服があるときは、この処分の ら起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の 対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2 通)は知事あてにして、 提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受て6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事す。)提起することができます。ただし、この通知算して60日以内に審査請求をした場合には、このその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日に提起しなければならないこととされています。

の決定があったことを知った日の翌日 異議申立てをすることができます。

通知を受けた日の翌日か 規定により熊本県知事に

福祉事務所を経由して

けた日の翌日から起算し が被告の代表者となりま を受けた日の翌日から起 処分の取消しの訴えは、 から起算して6か月以内 をに改める。

別記第 16 号様式から別記第 26 号様式までを次のように改める。

別記第16号様式(第9条関係)

児童指導措置決定通知書

第 年 月

様

熊本県 児童相談所長

下記の者について、児童福祉法第27条第1項第2号の規定により下記のと おり措置を採りましたので通知します。

記

指導措	児童氏名	男・女	: 年 月 	日生
導措置を受ける者	住 所			
ける者	保護者氏名		続柄	
措品	置年月日			
理				
曲				
指	職	氏 名	所属	摘要
導担当者				
当者	児童家庭	支援センター名	所 在 地	<u> </u>
教	の翌日から より熊本県 なお、審 経由して提	・について不服があると 起算して60日以内に 知事に対して審査請求 査請求書(2通)は知 出してください。 ・の取消しの訴えは、こ	、行政不服審査法第をすることができる をすることができる 1事あてにして、	第4条の規定に ます。 児童相談所を
示	日から起算 が被告の代 この通知を た場合には 決の送達を	にして、6か月以内に、 法者となります。)提定受けた日の翌日から起 ででいるのの取消しのででは、この処分の取消しのででである。 でではないでは、こととされています。	熊本県を被告とし 起することができる 算して60日以内)訴えは、その審査	て(熊本県知事 さす。ただし、 に審査請求をし 請求に対する裁

別記第17号様式(第9条関係)

児童指導措置解除通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

熊本県 児童相談所長

あなたが保護者となっている下記の児童について、 年 月 日 付けで決定しました児童福祉法第27条第1項第2号の規定による措置を下記 のとおり解除しましたので通知します。

記

指導措	児童氏名	男・女	年 月	日生
導措置を受ける者	住 所			
ける 者	保護者氏名		続柄	
解》	余年月日			
理				
由				
指	職	氏 名	所属	摘要
指導担当者				
 当 者	児童家庭	支援センター名	所 在 地	摘要
教	の翌日から より熊本県 なお、審	について不服があると 起算して60日以内に 知事に対して審査請求 査請求書(2通)は知	- 、行政不服審査法 をすることができる	第4条の規定に ます。
示	2 この処分 から起算が がの場合に た場の 決の 送達を	の取消しの訴えは、この取消しの訴えりに、 (して、6か月以内に、 (表者となります。) 提 (受けた日の翌日から起 (で、この処分の取消しの (で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	熊本県を被告とし 起することができ 2算して60日以内 5訴えは、その審査	て(熊本県知事 ます。ただし、 に審査請求をし 請求に対する裁

別記第18号様式(第9条関係)

児童措置決定通知書

 第
 号

 年
 月
 日

様

熊本県 児童相談所長

用童福祉法 第27条第1項第3号 第27条第2項 第27条第7項 第27条の2第1項

の規定により、下記のとおり 委託する 入所させる

日生)

ことに決定しましたので通知します。

記 (

年

- 1 児童の氏名
- 2 児童の住所
- 3 児童の保護者の氏名
- 4 児童の保護者の住所
- 5 入所(委託)年月日

年 月 日

月

- 6 入所施設(里親・自立援助ホーム)名
- 7 入所施設(里親・自立援助ホーム)の所在地又は住所
- 8 入所(委託)の理由
- 9 入所(委託)の費用 別途通知 ※法第27条第7項による措置の場合は不要

教示

1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をする ことができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、 児童相談所を経由して提出してください。

- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して、6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。
- (注) 不要の文字は、抹消すること。

別記第19号様式(第9条関係)

児童措置決定通知書

第 年 月 日

様

熊本県 児童相談所長

第27条第2項 第27条第7項

の規定により、下記のとおり 委託する 入所させる

ことに決定しましたので通知します。

記

1 児童の氏名

(年 月 日生)

- 2 児童の住所
- 3 児童の保護者の氏名
- 4 児童の保護者の住所
- 5 入所(委託)年月日

年 月 日

- 6 入所施設(里親・自立援助ホーム)名
- 7 入所施設(里親・自立援助ホーム)の所在地又は住所
- 8 入所(委託)の理由

(注) 不要の文字は、抹消すること。

別記第20号様式(第9条関係)

児童措置解除通知書

 第
 号

 年
 月
 日

様

熊本県 児童相談所長

児童福祉法 第27条第1項第3号 第27条第2項 第27条第7項 第27条の2第1項 の規定により、下記のとおり 委 託 入 所

中の児童について、下記のとおり措置をすることに決定しましたので通知します。

1 児童の氏名

2 入所(委託)施設(里親)名

3 入所(委託)した年月日

4 措置解除決定年月日

5 措置解除の理由

記 (年 月 日生)

年 月 日 年 月 日

6 措置解除後の引取先

教 示

1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をする ことができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、 児童相談所を経由して提出してください。

- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して、6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。
 - (注) 1 不要の文字は、抹消すること。
 - 2 措置解除後の引取先は、児童が、施設又は里親の元から直接就職等する場合は、その就職先等を記載すること。

別記第21号様式(第9条関係)

児童措置解除通知書

 第
 号

 年
 月
 日

様

熊本県 児童相談所長

第27条第1項第3号 児童福祉法 第27条第2項 第27条第7項 第27条の2第1項

の規定により、下記のとおり 委託入所

中の児童について、下記のとおり措置をすることに決定しましたので通知します。

記

1 児童の氏名

(年月日生)

2 入所(委託)施設(里親)名

3 入所(委託)した年月日

年 月 日

4 措置解除決定年月日

年 月 日

5 措置解除の理由

6 措置解除後の引取先

- (注) 1 不要の文字は、抹消すること。
 - 2 措置解除後の引取先は、児童が、施設又は、里親の元から直接就職等する場合は、その就職先等を記載すること。

別記第22号様式(第9条関係)

児童措置延長通知書

第 号年 月 日

様

熊本県 児童相談所長



第31条第2項 第31条第3項 て、同法 第31条第4項 第63条の2第1項 第63条の2第2項

の規定により、下記のとおり措置をすることに決定

しましたので通知します。

記 児童の氏名 年 月 日生) 入所(委託)施設(里親)名 3 入所(委託)した年月日 年 月 日 措置延長の理由 5 措置延長期間 年 月 日から 年 月 日まで

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をする ことができます。
 - なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、 児童相談所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して、6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。
 - (注) 不要の文字は、抹消すること。

別記第23号様式(第9条関係)

児童措置延長通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

熊本県 児童相談所長

児童福祉法 第27条第1項第3号 第27条第2項 第27条第7項 第27条の2第1項 の規定により、 (委 託)中の児童につい

て、同法 第31条第3項 第31条第4項 第63条の2第1項 第63条の2第2項

の規定により、下記のとおり措置をすることに決定

しましたので通知します。

1 児童の氏名

2 入所(委託)施設(里親)名

3 入所(委託)した年月日

4 措置延長の理由

5 措置延長期間

記 (年 月 日生)

年 月 日

年月日から年月日まで

(注) 不要の文字は、抹消すること。

別記第24号様式(第9条関係)

児童措置停止通知書

 第
 号

 年
 月
 日

様

熊本県 児童相談所長

児童福祉法 第27条第1項第3号 第27条第2項 第27条の2第1項 の規定により、 (季 託)中の児童につ

いて、下記のとおり措置をすることに決定しましたので通知します。

		青	1		
1	児童の氏名	(年	月	日生)
2	入所(委託)施設(里親)名				
3	入所(委託)した年月日		年	月	日
4	措置停止決定年月日		年	月	日
5	措置停止の理由				
6	措置停止期間		年	月	日から
			年	月	日まで

教 示

1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60日内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をするこ とができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、 児童児童相談所を経由して提出して てください。

- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して、6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。
 - (注)不要の文字は、抹消すること。

別記第25号様式(第9条関係)

児童措置停止通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

熊本県 児童相談所長

児童福祉法 第27条第1項第3号 第27条第2項 第27条の2第1項 の規定により、 委託 中の児童につ

いて、下記のとおり措置をすることに決定しましたので通知します。

		記			
1	児童の氏名	(年	月	日生)
2	入所(委託)施設(里親)名				
3	入所(委託)した年月日		年	月	日
4	措置停止決定年月日		年	月	日
5	措置停止の理由				
6	措置停止期間		年	月	日から
			年	月	日まで

(注) 不要の文字は、抹消すること。

羸

40

疅

쾎

熊

(注)摘要欄には、措置の理由その他児童の措置に関し、必要な事項を記載すること。

溪
区
の祭
()
廿
罗 雄
₹9;
第2
記
员

	_	 	 	 	
樂 樂					
措置内容(入所、委託、 停止、解除、延長)					
措置した施設 又は里親名					
型型				υ·.	
		^	^	^	^
児童氏名 (生年月日)		•	•	•	•
 記和		•		•	•
		<u> </u>	\smile	\smile	\smile
ケースNo.					
措置	年月日				
押	番号				
整理番号					

別記第27号様式(第10条関係)

里親認定•登録申請書			受付年月日	※ 年 月		月		経由相談	熊本	県		
(1	養育里親·	豆期里親用)	整理番号	*	第		号	所			児童相	談所
	年齢	その他希	計望事項									
希望児童	歳 月				=± += -1							
	性別	1		#P	請理由							
氏名 (夫)			年	月	日生歳			職業				
氏名			年	月	日生歳			履歴				
住所	₹	.,		•			妻	職業	- <u>-</u>			
交通 目標			電話番号	() –			履歴				
健康	夫						養育					
状態	妻				·		期間					
	<u>]</u>	氏名	年齢(性別)		職業		続柄	健康状態		敷地	mi	戸建
										建物	m³	階建
同	居の家族								住居及び	自家	畳数	その他
'-'	70 -> >> 40								環境	室数		
						_						
	1			<u> </u>								
養育 の方 針												
	年	月日							-			
能	本県知事	様	氏名 印									

「記載上の注意」

- 1 この申請書は、申請者が記入すること。
- 2 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 3 ※印は児童相談所が記入する。
- 4 「その他希望事項」欄には、希望する条件をできるだけ具体的に記入すること。
- 5 「申請理由」欄には、例えば、
 - (7)不遇児童に対する同情から、(4)自分の子供が成長して家庭内に余力があるから、
 - (ウ)自分に子供がないから、(ェ)母乳が豊富にあるから、等のようにできるだけあり のままに記入すること。
- 6 「職業」欄には、職業名を記入すること。
- 7 「履歴」欄には、最終学校名(卒業、修業の別をはっきりさせること)及びその 後の主な職歴を記入すること。
- 8 「交通目標」欄には、鉄道下車駅、電車停留所等及びそれから家までの距離を記 入すること。
- 9 「健康状態」欄には、現在の健康状態、たとえば、(ア)極めてよい。(イ)普通。 (ウ)ややよい等を記入すること。もし以前に重い病気をしたことがあれば、その病名 を書き添えること。
- 10 「養育期間」欄には、児童を預かろうと思う期間をおおよそ何年位と記入すること。
- 11 「養育の方針」欄には、例えば、
 - (ア)学校教育はどの程度進ませたい。(イ)養育した上で養子にしたい。(ウ)将来家業の手伝いをさせたい。(ェ)将来児童の職業をどうするつもり。(オ)その他具体的な養育の方針について記入すること。

別記第28号様式(第10条関係)

												
親族里親認定・登録申請書			受付年月日	*	年		1	経由相談	熊本	県		
			整理番号	*	第	- 7	3	所			児童相	談所
	児童名											
保護 児童 関係	生年月日			дь:	生理力							
	性別			申請理由								
	続柄]						İ
氏名 (夫)		2110	年 /	月	日生歳	夫		職業				
氏名			年 .	月	日生歳			履歴				
住所	₸					妻		職業				
交通 目標			電話番号	() –	X		履歴				
健康	夫					養育	*					
状態	妻					期間	j					
	-	氏名	年齢(性別)		職業	続村	丙	健康状態		敷地	m²	戸建
										建物	m³	階建
	居の家族								住居 及び	自家	畳数	その他
										室数		
	ı					<u> </u>						
養育 の方 針												
	年	月日										
						氏名				印		
熊	本県知事		様									

[記載上の注意]

- 1 この申請書は、申請者が記入すること。
- 2 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 3 ※印は児童相談所が記入する。
- 4 「その他希望事項」欄には、希望する条件をできるだけ具体的に記入すること。
- 5 「申請理由」欄には、例えば、
 - (ア)不遇児童に対する同情から、(イ)自分の子供が成長して家庭内に余力があるから、
 - (ウ)自分に子供がないから、(エ)母乳が豊富にあるから、等のようにできるだけあり のままに記入すること。
- 6 「職業」欄には、職業名を記入すること。
- 7 「履歴」欄には、最終学校名(卒業、修業の別をはっきりさせること)及びその後の主な職歴を記入すること。
- 8 「交通目標」欄には、鉄道下車駅、電車停留所等及びそれから家までの距離を記 入すること。
- 9 「健康状態」欄には、現在の健康状態、たとえば、(ア)極めてよい。(イ)普通。 (ウ)ややよい等を記入すること。もし以前に重い病気をしたことがあれば、その病名 を書き添えること。
- 10 「養育期間」欄には、児童を預かろうと思う期間をおおよそ何年位と記入すること。
- 11 「養育の方針」欄には、例えば、
 - (ア)学校教育はどの程度進ませたい。(イ)養育した上で養子にしたい。(ウ)将来家業の手伝いをさせたい。(エ)将来児童の職業をどうするつもり。(オ)その他具体的な養育の方針について記入すること。

別記第29号様式(第10条関係)

73.90.3	4120 · J A 20	(第10宋民保)										
専	 門里親認定	▪登録申請書	受付年月日	*	年	月		経由相談	熊本	県		
			整理番号 ※ 第			号	所	児童相談所				
専門里親希望 者氏名								研修受講	認定	开修修	了年月	8
	<養育里新 登録番号 登録年月 児童委託	日						の状況	修了	证書番	号	ļ
経歴	,	月 日~	年	月	日							
	職名 従事期間			-	-			申請理由				
	年	月 日~		月	<u>日</u>							
氏名			年	月 ——	日生歳			職業				
住所	₹		_					履歴				
交通 目標		,	電話番号	() –			, gene				
健康						ļ	養育					
状態							期間	:				
	·	氏名	年齢(性別)		職業		続柄	健康状態		敷地	m³	戸建
				<u> </u>						建物	mi	階建
	居の家族								住居	自家	畳数	その他
"	70 00 00 00								環境	室数		
				<u> </u>					<u> </u>			
養育の方針												
	年	月 日										
et.	士·周·尔·声		+*			氏	名			印		
脈	本県知事		様									

[記載上の注意]

- 1 この申請書は、申請者が記入すること。
- 2 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 3 ※印は児童相談所が記入する。
- 4 「その他希望事項」欄には、希望する条件をできるだけ具体的に記入すること。
- 5 「申請理由」欄には、例えば、
 - (7)不遇児童に対する同情から、(4)自分の子供が成長して家庭内に余力があるから、
 - (ウ)自分に子供がないから、(エ)母乳が豊富にあるから、等のようにできるだけあり のままに記入すること。
- 6 「職業」欄には、職業名を記入すること。
- 7 「履歴」欄には、最終学校名(卒業、修業の別をはっきりさせること)及びその後の主な職歴を記入すること。
- 8 「交通目標」欄には、鉄道下車駅、電車停留所等及びそれから家までの距離を記 入すること。
- 9 「健康状態」欄には、現在の健康状態、たとえば、(ア)極めてよい。(イ)普通。 (ウ)ややよい等を記入すること。もし以前に重い病気をしたことがあれば、その病名 を書き添えること。
- 10 「養育期間」欄には、児童を預かろうと思う期間をおおよそ何年位と記入すること。
- 11 「養育の方針」欄には、例えば、
 - (ア)学校教育はどの程度進ませたい。(イ)養育した上で養子にしたい。(ウ)将来家業の手伝いをさせたい。(エ)将来児童の職業をどうするつもり。(オ)その他具体的な養育の方針について記入すること。

別記第30号様式(第10条関係)

											_							- 1				
		里親	竞	録:	薄								里親の	の種	費		登録番号			登録年月	8	
																	*	*	年	月	8	
																		<u></u>	月	3 調査		
		家	庭	調	査	票				経由児 談所	重相		見實	相談	所	ŀ	調査者					
																1						
	住 所																					
里	交通目標											電	話									
2				星父に	つい	ての事	項									2	母について	の事	項	-		
12	氏 名									盐											歳	
2	生年月日					年		月		日生							年		月	E	生	
۱,۱	職業														.,							
7	経 歴													_								
0	健康状態													_								
														_								
事項	性格									養育に												
	中蘇理由									る理解	程度						養育の方針					
	氐	名	年齢	性別	鉄	柄	但	建康状態	!	性	格	璇	業			腱	歴	-	育に対	する理点	2の程度	È
丑]			\perp								
重観と起床を共にする														\int								
床を																						
英																	-					
1														Т								
*														T								
-	<u> </u>	敷地		戸建		長家	<u> </u>	階建			<u>'</u>							 				
	住 居	建物		室敷(量数()		社会 的偉							家庭内の雰 囲気					
家		自家		偕家		随偉				用	<u> </u>							<u> </u>				
族	95 M- AL TO 10	通風()	探先()	乾湿		継の時・]					
Ø	衛生的環境	上水()	下水()		<u>"</u>	隣の評	T7						学校の 及びそ	状況の距						
状	地域的社会						_ , بر	する人の	\A=	1					離							
沒	的状況						E.	9 000	/14R.PM					⅃								
			昨年7年	間の収	支状況		資産	B	畑	ш	林	욕	地		家	屋		その	他の	動産		
	家計及び資産	坡	λ		支	出	面積														-	
	_						時価			1				1								
	き託費	†					1.			**	- 期間	Г					I					
		-								 ^ '		<u> </u>										
	直相談所長			年	月	B				知事の認												
の意			能本県	-		i 該所長		卸		定			年		月	8						
*		\vdash			7.2.11	蔵		1		┼-	<u> </u>							T	盘	 -	1.	
*	児童氏名					Ā		性	別	<u> </u>									<u>月</u>		<u> </u>	. 別
走	委託日時		4	F	A		8									年	月		8			
事	委託費									\top												
項	養育期間	+-			<u></u>					\vdash							 				-	
-	<u> </u>	+-	 			T					T									····		
*1	製係取扱者										<u> </u>											
					*	₹ ≱	後	ŧ	ł	遇	摘		要		状	35	!					
*	年	月	8				•															
	•	٠																				
				1																		

⁽注) 1 ※印欄は、果において記入すること。

² 〇印欄は、児童相談所長が記入すること。

別記第31号様式(第10条関係)

	J	享 門	里:	親量	全 録	簿							里觀	の種	類		登錄番号			登	錄年月	8
																3	*		*	年	月	8
		家	庭	調	査	栗				経由児	重相		児童	- 相談	Pir			年	月	В	調査	
										談所							調査者	<u> </u>				
	住 所		<u> </u>																			
	交通目標											電	話									
觀.			專	門里親	につい	το	車項															
=	氏 名									裁												旋
٦	生年月日					年	-	月		日生							年		月		8	生
ن _ ا	職 業			-							-											
ての	経康状態																					
# F	性格										-											
1	申請理由									養育に る理解 塾意等	程度						養育の方針		·	-·		
		名	年齢	性別	绕	柄	4	康状態		性	格	職	泉	1	殷			╁	粉會	्र चंत्र च	- 大神化	の程度
異						-	-			<u> </u>	-			\dagger				t	- M	: 9		12./Z
親と起												-		\top				T	_			
床を																				•		
床を共にする																						
する者				ļ	<u> </u>									1								
#			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>			ļ.,												
	1 1	登地 建物		戸建 変数()	長家		階建		社会的信							家庭内雰囲					
家	1 1	自家		造家		関備				用							気					
族		通風()	探光(>	乾湿												'				
Ø	衛生的環境	上水(>	下水()) XI	隣の評明	F4)	<u> </u>					学校の状 とびその							
状況	地域的社会 的状況		·				出入7	たる人の	傾向						建	_						
			昨年1年	間の収え	支状況		資産	B	煩	ш	林	2	地	\dagger	* I	Z		ŧ	の ft	o o	動産	
	家計及び資産	収	ک	3	ŧ	出	面積							7								
							時価							1								-
3	託費									委翰	期間								-	•		
										知恵												
の定り	直相談所長 見				月			_		知事 の認 定												
*			旅本県		児童相	談所長		卸		Ш			年	. A	<u> </u>	8	· · · · · · ·			45-		
決						月		性	別											起 月		性兒
定	委託日時		年		月		8			L					4	F	月		8			
事	委託費							_														
項	養育期間																					
*!	関係取扱者																					**
-					*	*	後	a	ŧ	過	摘		要		状	況	L					
*	年	月	В		·																	
				1																		

⁽注) 1 ※印稿は、県において記入すること。

² 〇印欄は、児童相談所長が記入すること。

別記第32号様式(第10条の2関係)

(表)

熊

うものであることを証明する。

による立入調査又は質問をする職権を行

右の者は、児童福祉法第二十九条の規定

年

月

日

熊本県知事

即

第

職 所 属

号 証

氏名

票

(裏)

一及び二 略

児童福祉法抜粋

その監護を怠り、その他保護者に監護させること第二十八条(保護者が、その児童を虐待し、著しく

第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童が著しく当該児童の福祉を害する場合において、

都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。の親権を行う者又は後見人の意に反するときは、

別記第33号様式(第10条の3関係)

児童の同居届出書

年 月 日

熊本県知事

様

氏 名

児童福祉法第30条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

	氏		名				性別		年	齢	歳	職	業	
児童を同 居させてい	住		所	〒										
る者	同居	の親	見族											
	親族以居人	以外 (の同	続	柄			性別				年	齢	
	氏		名					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
	前	住	所											
同居してい	同居	の事	由											
る児童	学村	交 関	係											
	親権	者又	は後	氏	名				性	別		年	齡	歳
	見人			住	所				続	柄		職	業	
同居を対	台めた生	年月	日		年	月	Ħ	児童を同るに至った						
同居6	の予定:	期間	I	1 有(年月日)		衣食費 の負担		₹÷	せている者 せている者					
児童の受討	Eの際(の仲	介人	1	有	ちの場合	住 所							
の有無				2	無	有の場合	氏名							
同居児童を 場合	同居児童を働かせている 場合			2	場仕事賃金	所 内容 竞等								
そのも	也参考	事項	Ī											

別記第34号様式(第10条の4関係)

児童の同居中止届出書

年 月 日

熊本県知事

様

氏 名

児童福祉法第30条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

児童を同居させていた者	氏	名			住	所				
同居をしていた児 童	住	所			性	別		年	齢	歳
同居を始めた年月 日			年	F]		B			
同居をやめた年月日			年	F	3		B			
同居をやめた事由										
備考										

別記第35号様式(第10条の5関係)

一時保護決定通知書

第 号 年 月 Ħ

保護者

様

児童相談所長

あなたが保護者になっている下記の児童を児童福祉法第33条の規定により 一時保護を委託・

しましたので通知します。

記

			ДU				
			男				
児童氏名				年	月	日生	歳
			女				
住 所							
	場所	名 称					
		所在地					
時	年月日	平成	年	月	E	3	
保	開始の		•				
護	理由						
	}						

この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日 の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定に より熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、 児童相談所を

経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受け取った日の翌 日から起算して、6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事 が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、 この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をし た場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁 決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなけれ ばならないこととされています。

教

示

別記第36号様式その1(第12条関係)

		徴収金	金負担能力調査	書 (入所者	用)		******	
				(課	査 年月日	1 :	年	月	日)
施影	3 名			措置	年月日		年	月	В
入所	者 名			生生	手月日		年	月	日生
	種		類		金	客	頁(年	;	額)
	年金山	区入							円
収		()年金						
		()年金						
入	その何	他の収入							
		計	· (A)						
	基本	控除							円
必	租税	等							
	社会	保険料							
質	その	他の必要経	費						
		賣	- (B)						
		(A) -	(B)						円
	* *	意見							
京印 3	查 者	職名			氏名	4			印
徴	収 決	定額						円	

別記第36号様式その2(第12条関係)

	徴	収金負	担能に	力調査書	(扶養義	務者用)	
施設(里親)	名				措置又は入	所年月日	年月	日日
入 所 者	名				生 年	月日	年月	日生
世帯主の現代	主所							
				世帯構	成			
					課税の状況		4-1-11-11-11	
氏 名	続 柄	年 齢	性 別男・女	前年の所 得税額	当該年度の 税額	市町村民	生活保護法 の適用の状 況	備考
					均等割	所得割		
階層区分		徴収額			調査年月日			
調査者	意見		児者世寺 (身障手 ④その他 ※特定技	帯 帳・療育手 也世帯 該 昔置の適用 カ : 有 ・	・・・・特・・ 中 ・・・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	三年金)		
	職名				氏名			卽
徴収決定額						円		

(注)課税の状況及び生活保護法の状況については、市町村長等の証明書を添付すること。

別記第37号様式(第12条関係)

児童保護費負担金決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

納入義務者

様

費用徴収義務者

熊本県 福祉事務所長

助産の実施等に係る費用について、児童福祉法第56条第2項の規定により、 あなたから徴収する額を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

入所者名

入所施設名

階層区分及び徴収金額

階層

円

教示

1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、 福祉事務所を経由して 提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して、6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記第38号様式(第12条関係)

児童保護費負担金決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

納入義務者

様

費用徵収義務者 熊本県福祉総合相談所長

年度の児童福祉施設措置に係る費用について、児童福祉法第56条第2項の規定により、あなたから徴収する額を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

入所者氏名	
入所 (委託) 施設 (里親) 名	
階層区分及び徴収月額	階層 月額 円
徴収期間	年 月 日から
	年 月 日まで
	ただし、徴収期間の途中で措置解除(退
	所)となった場合は、退所月までの徴収と
	なります。
備考	

教示

1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、福祉総合相談所を経由して 提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して、6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記第39号様式(第12条関係)

児童保護費負担金変更通知書

 第
 号

 年
 月

 日

納入義務者

様

費用徵収義務者 熊本県福祉総合相談所長

年度の児童福祉施設措置に係る費用について、児童福祉法第56条第2項の規定により、あなたから徴収する額を下記のとおり変更しましたので通知します。

記

変 更 前 変 更 後
年 月 日から
年 月 日まで
ただし、徴収期間の途中で措置解除(退
所)となった場合は、退所月までの徴収と
なります。

教 示

1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、福祉総合相談所を経由して 提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して、6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記第40号様式(第12条関係)

児童福祉法第56条による徴収金負担能力調査書

入所施設名又は 委託里親名

(単位:円)	£.	域 安 並 沃 定 月 額				
<u>+</u>						
	· ·	調節者の職氏名印				
		調査者の意見				
	生活保護適	用の有無 (開始年月	Ê			
		前年の	所得税			
	課稅状況	市村民税	所得割			
		当該年度市町村民税	均等割			
		F	尺 位			
	保護者), 1	五			
		児童名				
		市町村名				

(注)課税証明書を添付すること。

別記第41号様式(第13号関係)

徵収金減免申請書

年 月 日

熊本県知事

様

徵収金負担義務者

住 所

氏 名

印

私は、次の理由により徴収金を負担できないので、減額(免除)してください。

入所施 里親名	設名又	くは多	託						
措置又	は入剤	听年 月	日				児童氏名		
徴 収	金	Ø	額	年	月	В	減免申請額		
減									
免									
춘									
申									
請									
ᇴ							•		
る									
理									
由					-				
調									
査									
者									
意	1	職を	i					氏 名	即
見									

(注)減免を申請する理由を証明できる書類を、添付すること。

50 平成18年3月20日 月曜 県 号外 第8号の2 熊 本 公 報 附則第3項から第6項までを削る。 附則 での規則は、公布の日から施行する。 この規則の施行の際現に改正前の熊本県児童福祉法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の種類は、改正後の熊本県児童福祉法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。